|《注》法第8条第1項(変更)の届出で、今回、生産施設面積の変更がない場合は、 この様式の提出は要しない。

特定工場における生産施設の面積

- 建築基準法施行令第2条第1項 第2号の算定方法により、水平投 影面積とすること。
 - ※生産施設毎に小数点以下を 切り捨てること。

セ-1-1 とセ-1-2 とは別棟の建屋 であるが、仕分上 1単位の製造工 場又は製造工程 とみる。

	1	切り捨てること。		
生産施設の名称	施設番号	面積 (m²)	増減面積 (m²)	変更後の面積を記入願います
第1製造工場 (機械プレス工場) (")	セー1 (セー1ー1) (セー1ー2)	1, 500 (900) (600)	+500 (+300) (+200)	新 た な 生 産 施 設 を 500 ㎡増設する場合
第2製造工場	セー2	500	△500	
第3製造工場	セー3	1, 500	∆500 +1, 000	1,000 ㎡の生産施設
組立工場	セー4	1, 000	11,000	を 500 ㎡スクラップするとともに同 一 単 位の生産施設を 1,000
ボイラー室	セー5	100		㎡ビルドする場合
航空機部品工場	セー6	1, 500	+1, 500	新たな生産施設を 1,500 ㎡増設する場合
	1.生産工程が工場建屋それぞれの工場建屋2.生産施設単位に含ま号を付し、その面積を	を一つの単位としてれる主要施設はセ	て取扱う。 -1-1、セ-1-2 とい・	
生産施設の面	積の合計	6, 100	+2,000	

- 《注》1 2以上の業種に属する特定工場はこの様式を提出すること。(1つの業種に属する特定工場については、この様式の提出は要しない。)
 - 2 今回の変更届出で変更のない生産施設については、記載を省略して差し支えない。
 - 3 共用施設(各業種で共用する生産施設たる用役施設(ボイラー、コンプレッサー、ポンプ等))の生産施設面積は、それを使用している業種のうち準則値(敷地の面積に対する生産施設の割合)の厳しい方の生産施設に含めることとする。

特定工場の業種別生産施設面積一覧表

生産施設の名称	施設番号	生産施設の面積(m²)	製造製品名	業種の分類	敷地面積に対する	既存の生産施設
上 生 地 設 切 石 称		(今回の変更面積)		(分類番号)	生産施設の割合	用敷地計算係数
第1製造工場	セー1	1, 500	燃料コック	自動車部分品·付属	65%	1.2
		(+500)		品製造業(3113)		
第2製造工場	セー2	500	燃料コック	 自動車部分品·付属	65%	1.2
y, - 2/2 - 9		(Δ500)	With 1-22	品製造業(3113)		
第3製造工場	セー3	1, 500	燃料コック	自動車部分品・付属	65%	1.2
		(+1, 000)		品製造業(3113)		
		(△500)				
組立工場	セー4	1, 000	燃料コック	自動車部分品·付属	65%	1.2
				品製造業(3113)		
ボイラ一室	セー5	100	燃料コック	自動車部分品·付属	65%	1.2
				品製造業(3113)		
航空機部品工場	セー6	1, 500	航空機胴体部品	その他の航空機部	65%	_
		(+1, 500)		分品·補助装置製造		
				業(3149)		